



議案第 五十六号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十七年五月十五日

三朝町長 坂出雅己

昭和四十七年五月十五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第

号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第三号中「三十五万円」を「三十八万円」に改める。

第三十四条の二中「小規模企業共済掛金控除額」を「小規模企業共済等掛金控除額」に改める。

第三十四の四條中「記載があるとき」の下に「（当該申告書の提出がなかつた場合又は当該申告書に当該事項の記載がなかつた場合において、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると町長が認めるときを含む。）」を加える。

第三十六条の二第二項中「小規模企業共済掛金控除額」を「小規模企業共済等掛金控除額」に改める。

第八十九条を次のように改める。

（軽自動車税の納付義務の免除の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第八十九条 法第四百四十九条の二第一項の規定によつて軽自動車税の納付義務の免除を受

けようとする者は、同項の軽自動車等について次の各号に掲げる事項を記載した申告書に納付義務の免除を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

一 所有者及び使用者の住所又は居所及び氏名又は名称

二 車輛番号又は標識番号

三 割賦販売期間

四 売買代金の入金状況及び未収の事実が発生した年月日

五 その他町長が必要と認める事項

2 法第四百四十九条の二第一項の規定によつて軽自動車税の納付義務の免除を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

第九十八条中「第一項から第三項まで」を削る。

第九十九条第一項中「及び第九十八条第一項の学校」を「の学校、令第五十四条の六第一項に規定する学校の教育に準ずる教育を行なう施設」に、「令第五十四条の六に規定する」を「同条第二項に規定する」に改める。

第三百三条第一項第四号中「第一項から第三項まで」を削る。

第一百七条中「学校」の下に「、学校の教育に準ずる教育を行なう施設」を加える。

第一百十条の二中「第一項から第三項まで」を削る。

附則中見出しを削り、附則第八項中「附則第六項及び第十項」を「次条及び附則第十六条」に、「附則第六項」の上昇率」を「次条の「上昇率」」に、「前項及び附則第十項」を「附則第十三条及び附則第十六条」に改め、附則第十項中「附則第六項」を「附則第十二条」に、「第七項」を「附則第十三条」に、「同項」を「同条」に、「附則第七項」を「附則第十三条」に改め、附則第十四項中「附則第十三項」を「附則第九条第一項」に改め、附則第十五項中「第五十三条の十二第一項」を「第五十三条の十二第一項の規定」に改め、附則第十六項中「附則第十八項第一号」を「第三項第一号」に改め、附則第十八項中「第十六項の規定の適用」を「第一項の規定の適用」に、「附則第十六項」を「附則第十七条第一項」に、「附則第五項」を「附則第七条第一項」に改め、附則第十九項中「附則第二十一項」を「第三項」に、「前項第一号」を「前条第三項第一号」に、「第十六項」を「前条第一項」に改め、附則第二十一項中「第十八項の規定」を「前条第三項の規定」に、「第十九項」を「第

一項」に、「第十八項」を「同条第三項」に、「附則第十六項」を「附則第十七条第一項」に、「附則第十九項」を「附則第十八条第一項」に改め、附則第二十二項及び附則第二十三項を削り、附則第二十四項中「附則第五項」を「前項」に改め、次の表の上欄に掲げる附則の項をそれぞれ同表の中欄に掲げる附則の条（項をあわせ掲げているものにあつては、それぞれ当該条の項）とし、同欄に掲げる各条の前にそれぞれ同表の下欄に掲げる見出しを附する。

第一項	第一条	(施行期日)
第二項	第二条	(町民税 町民税条例の廃止)
第三項	第三条	(町民税に関する規定の適用)
第四項	第四条	削除
	第五条	削除

第八項	第九項	第十條	(抜替規定)
第十一項	第十二項	第八條	(個人の町民税の所得割の免除)
第十五項	第十三項	第九條第一項	(町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)
第十四項	第十四項	第二項	
第十五項	第十五項	第三項	
第二十四項	第五項	第七條第一項	(個人の町民税の配当控除)
第二十四項	第二十四項	第二項	
第十一項	第十一項	第六條	(個人の町民税の課税標準の特例)
第八項	第八項	第十一條	(土地に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第六項	第十二条	(宅地等に対して課する昭和四十一年度以降の各年度の固定資産税の特例)
第七項	第十三条	(農地に対して課する昭和四十一年度以降の各年度の固定資産税の特例)
	第十四条	削除
	第十五条	削除
第十項	第十六条	(免税点の適用に関する特例)
第十六項	第十七条第一項	(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)
第十七項	第二項	
第十八項	第三項	
第十九項	第十八条第一項	(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第二十項	第十八条第二項
第二十一項	第三項

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し昭和四十七年四月一日から適用する。ただし、町税条例第九十八条、第九十九条第一項、第三百三条第一項第四号、第三百七条及び第三百十條の二の改正規定は、昭和四十七年六月一日から施行する。

(町民税に関する規定の適用)

第二条 改正後の町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分
 は、昭和四十七年度分の個人の町民税から適用し、昭和四十六年度分までの個人の町民税
 については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する規定の適用)

第三条 新条例第八十九条の規定は、昭和四十七年度分の軽自動車税から適用し、昭和四十六年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第四条 新条例第九十九条第一項及び第七百七条の規定は、昭和四十七年六月一日以降に使用する電気又はガスに対して課すべき電気ガス税について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税については、なお従前の例による。